

## 三重県鳥獣被害対策連携会議 事項書

日時：令和5年12月26日（火）16時10分から16時25分

場所：県庁3Fプレゼンテーションルーム

- 1 三重県鳥獣被害対策連携会議の設置について
- 2 野生鳥獣による被害の状況について
- 3 被害の軽減・未然防止のための基本的な考え方について

(配付資料)

- ・ 事項書
- ・ 座席表
- ・ 資料1：三重県鳥獣被害対策連携会議の設置について
- ・ 資料2：野生鳥獣による被害の状況について
- ・ 資料3：被害の軽減・未然の防止のための基本的な考え方について
- ・ 資料4：三重県鳥獣被害対策連携会議設置要綱

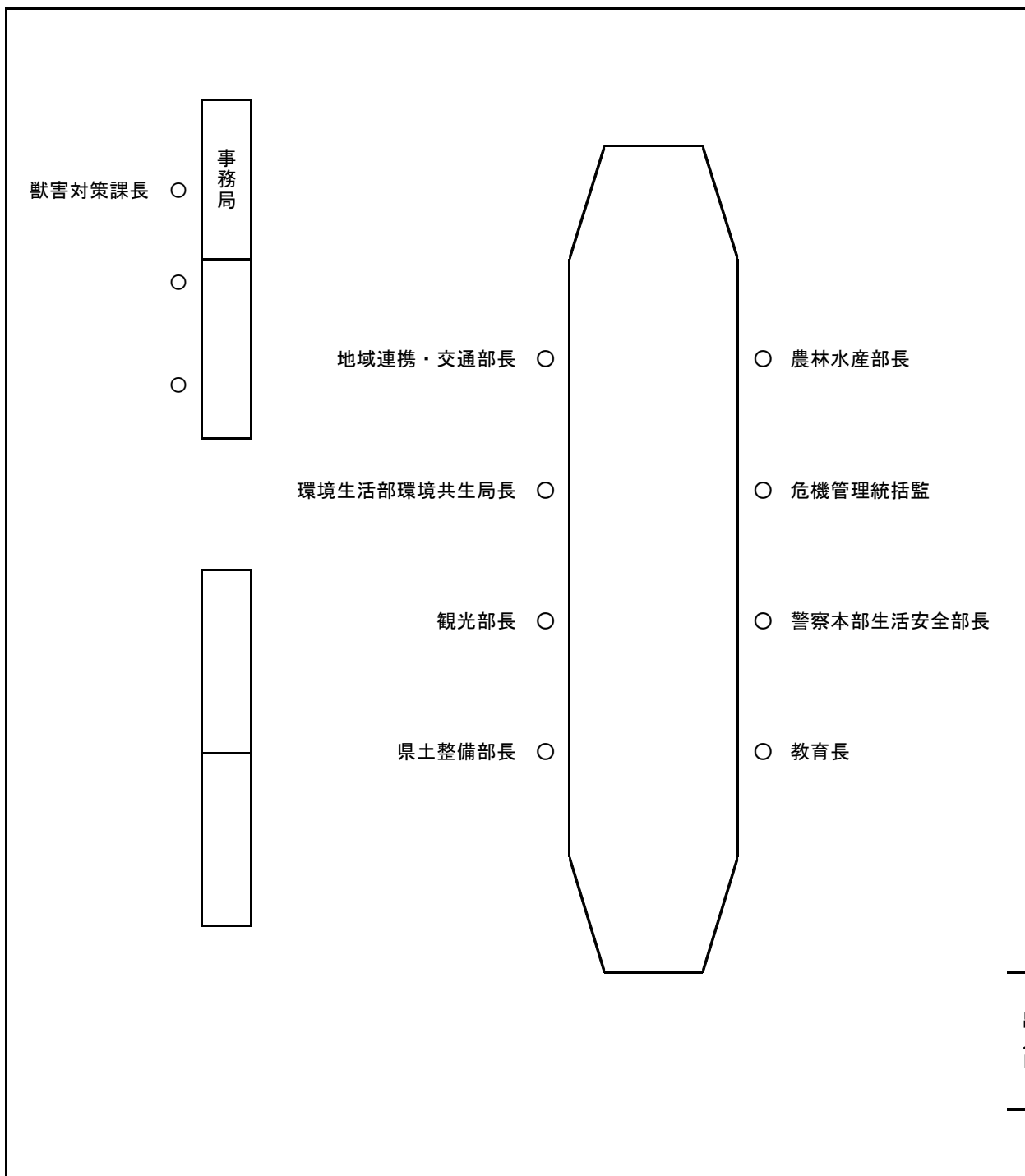
## 三重県鳥獣被害対策連携会議 委員名簿

	職名	氏名
1	危機管理統括監	野呂 幸利
2	農林水産部長	中野 敦子
3	地域連携・交通部長	清水 英彦
4	環境生活部環境共生局長	枡屋 典子
5	観光部長	増田 行信
6	県土整備部理事	佐竹 元宏
7	教育長	福永 和伸
8	警察本部生活安全部長	大林 昌弘

(委員長) 危機管理統括監  
(副委員長) 農林水産部長

# 三重県鳥獣被害対策連携会議(12月26日)座席表

プレゼンテーションルーム



【資料 1】

三重県鳥獣被害対策連携会議の設置について

# 三重県鳥獣被害対策連携会議の趣旨

## 【背景】

- ・ 気候変動等に伴う野生鳥獣の分布域・生態の変化
- ・ 人口減少に伴う集落機能の低下等



人の生活圏に出没する野生鳥獣の増加

- ・ 野生鳥獣による威嚇や家屋侵入
- ・ 交通事故や人身被害

新たな対策が必要！

## 【被害軽減に向けた対応】

農林水産業に係る獣害対策に加えて

- ・ 生活環境被害の軽減
- ・ 人身被害の未然防止
- ・ 野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信



**鳥獣被害対策連携会議を設置**

- ・ **関係部局が連携し総合的な鳥獣被害対策を推進**
- ・ **被害の効率的・効果的な防止を図る**

# 各部署の役割、主な対策等

危機管理統括監	会議の総括
農林水産部	農林水産業被害の軽減、野生鳥獣の捕獲・生息数管理、県民向けの情報発信 等
地域連携・交通部	市町連携、交通事業者との情報共有 等
環境生活部	生活環境被害の軽減（ゴミ対策） （児童・生徒の安全対策） 等
観光部	県内旅行者向けの情報発信 等
県土整備部	生活環境被害の軽減 （ひそみ場対策：空き家対策、河川管理） 等
教育委員会	児童・生徒の安全対策 等
警察本部	人身被害の未然防止 等

【資料 2】

野生鳥獣による被害の状況について

# 野生鳥獣による生活環境被害や人身被害の状況について

- ニホンジカ、イノシシと自動車、列車との衝突事故
- 市街地や家屋で被害を及ぼす野生鳥獣  
ニホンザル、アライグマ、鳥類 等
- ツキノワグマの出没状況



# 二ホンジカ、イノシシによる交通事故発生件数(三重県警)

獣種	年 (1月~12月)	H30	R1	R2	R3	R4
二ホン ジカ	人身事故	3	1	1	0	0
	物件事故	331	403	396	428	588
	合 計	334	404	397	428	588
イノシシ	人身事故	0	0	1	0	0
	物件事故	86	86	73	43	54
	合 計	86	86	74	43	54

## 二ホンヅカ、イノシシと列車の衝突件数(JR東海)

獣種	路線	H30	R1	R2	R3	R4
二ホンヅカ	紀勢本線	256	286	233	187	180
	名松線	56	42	30	44	42
イノシシ	紀勢本線	—	32	21	14	16
	名松線	—	6	2	1	1

## 二ホンヅカ、イノシシと列車の衝突件数(近鉄)

獣種	路線	H30	R1	R2	R3	R4
二ホンヅカ	大阪線※	31	38	50	38	69
	鳥羽線	28	27	30	30	23
	志摩線	15	25	39	37	52
イノシシ	大阪線	8	10	3	2	2
	鳥羽線	7	10	3	3	0
	志摩線	8	12	4	4	9

※大阪線は西青山駅以東

# 市街地や家屋で被害を及ぼす主な野生鳥獣

- **ニホンザル**

家屋などの器物破損、家庭菜園の食害、  
子供や高齢者等の人への威嚇・危害

- **アライグマ、ハクビシン等**

家屋(屋根裏等)への侵入、糞尿による悪臭、生ゴミや  
家庭菜園の食害

- **鳥類(カラス、サギ、ムクドリ等)**

糞尿、鳴き声による騒音、生ゴミの食害

# 三重県のツキノワグマについて

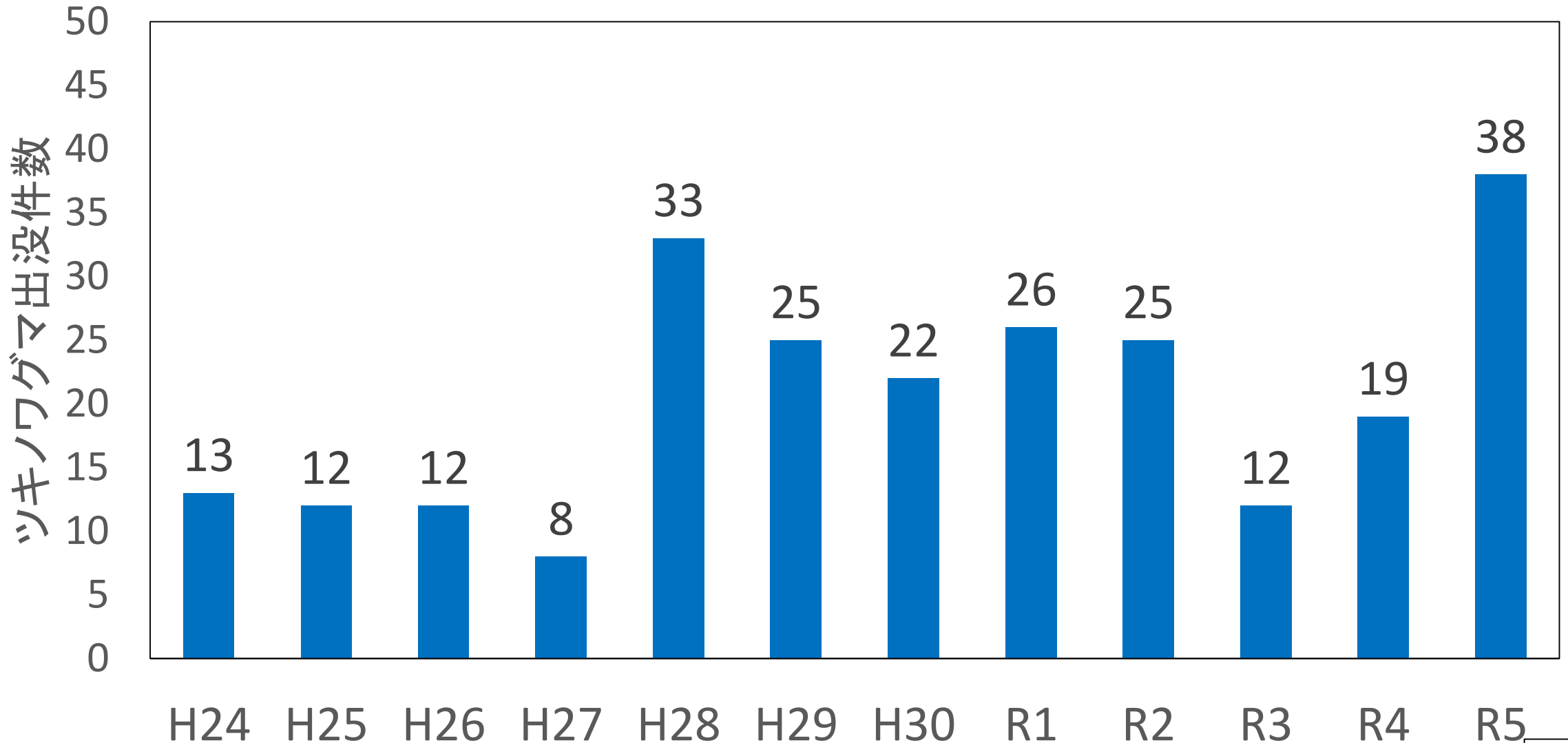
- 紀伊半島(三重、奈良、和歌山)のツキノワグマは、「絶滅のおそれのある地域個体群」として、環境省のレッドリスト2020に掲載されている。
- 三重県のツキノワグマは、三重県指定希少野生動物植物種に指定されている。



- 三重県のツキノワグマは、保護すべき動物として位置づけられており、捕獲(駆除)は緊急を要する場合に限定。

# 三重県におけるツキノワグマの出没件数

(R5は12月20日現在の件数)



## 【資料3】

被害の軽減・未然防止のための基本的な  
考え方について

# 野生鳥獣による被害の軽減・未然防止のための 基本的な考え方

## ➤ 生息環境の管理

人の生活圏に野生鳥獣が寄り付かないように環境を整える。

【具体例】野生鳥獣のえさ場やひそみ場をなくす。

## ➤ 侵入防止

人の生活圏への有害な野生鳥獣の侵入を防止する。

【具体例】侵入防止柵の整備、追い払い。

## ➤ 捕獲

有害な野生鳥獣を捕獲し、個体数を減らす。

三重県鳥獣被害対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 近年、気候変動等に伴う野生鳥獣の分布域・生態の変化が確認されるとともに、人口減少に伴う集落機能の低下等により、人の生活圏に出没する野生鳥獣が増加傾向にある。こうした中、県民の皆さんの安全・安心の確保に向け、従来の農林水産業に係る獣害対策に加えて、野生鳥獣による威嚇や家屋侵入、交通事故などの生活環境被害・人身被害の軽減・未然防止や、野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信が強く求められている。このため、関係部局が連携して総合的な鳥獣被害対策を推進し、被害の効率的・効果的な防止を図ることを目的に、「三重県鳥獣被害対策連携会議」（以下、「連携会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 野生鳥獣による被害の状況や野生鳥獣の生息状況等の共有
- (2) 野生鳥獣による被害の軽減・未然防止に向けた対策の検討
- (3) 県内市町、関係団体との連絡調整
- (4) 野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信

(組織)

第3条 連携会議は、委員長、副委員長及び別表1に掲げる職にあるもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員長は危機管理統括監を、副委員長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 連携会議は委員長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 連携会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は連携会議の目的を円滑に達成することに従事する。
- 3 幹事会は班長、副班長及び別表2に掲げる職にあるもの(以下「構成員」という。)をもって組織する。
- 4 班長は農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長を、副班長は農林水産部獣害対策課長、防災対策部危機管理課長をもって充てる。
- 5 幹事会は班長が招集し、これを主宰する。また、幹事会には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。



(庶務等)

第5条 連携会議の庶務は、農林水産部獣害対策課が行う。なお、県庁内の総合調整については、防災対策部危機管理課と協力して行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

別表1 (第3条関係)

連 携 会 議	
危機管理統括監	委員長
農林水産部長	副委員長
地域連携・交通部長	
環境生活部環境共生局長	
観光部長	
県土整備部理事	
教育長	
警察本部生活安全部長	

別表2 (第4条関係)

幹 事 会		
農林水産部	農業基盤整備・獣害担当次長	班長
	獣害対策課長	副班長
	農林水産総務課長	
	みどり共生推進課長	
防災対策部	危機管理課長	副班長
地域連携・交通部	地域連携・交通総務課長	
環境生活部	環境生活総務課長	
観光部	観光総務課長	
県土整備部	住宅政策課長	
	河川課長	
教育委員会	教育総務課長	
警察本部	生活安全企画課長	